

公益法人制度改革に伴う一般社団法人への移行について

1. 審議内容

(1) 法人格の移行

(特例民法法人/社団法人)日本ネットワークインフォメーションセンターの法人格を「総会・理事会・ガバナンス・会計等の観点から、現状の機能を適切に維持出来ること」、「その上で、今の JPNIC の機能をそのままに、新規事業を始めたい等の要求が出てきた場合に、柔軟に対応出来ること」を条件として、新法人移行に対して検討を行った結果、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に定める「一般社団法人」へ移行する。

移行法人形態：一般社団法人(税制上の非営利型(非営利性が徹底された法人))

名 称：一般社団法人 日本ネットワークインフォメーションセンター

移行希望時期：2013 年 4 月 1 日 *移行認可申請に要する期間により変動の可能性あり

認可申請先：内閣府(公益認定等委員会)

(2) 付帯する審議内容

(ア) 移行した法人の役員は本総会にて選任された、すべての理事・監事とすること

(イ) 移行に必要な定款案の承認を除き、「公益目的支出計画」を含む行政庁への移行認可申請手続は理事会に一任頂くこと

2. 公益法人制度改革への対応、補足

(1) 公益法人制度改革の概要

2006 年 6 月に公布され、2008 年 12 月に施行された所謂『公益法人制度改革関連 3 法』に基づき、JPNIC も現在は特例民法法人に移行している。この法人格は、5 年間の移行期間の暫定的措置であり、2013 年 11 月末日までには法の定めた、公益社団法人または一般社団法人への移行を選択する必要がある、この期限内に申請手続をしない場合は、解散したものとみなされる。

(2) 公益法人制度改革への対応についての JPNIC における検討経過

JPNIC では「公益法人制度改革関連 3 法」が法案成立した 2006～07 年頃より、役員、事務局で制度に対する各種の調査、検討を断続的に進め、法人格移行期間の終了の 2 年前にあたる、2011 年 11 月 理事会が公益法人改革対応の意思決定をするために、役員を中心に事務局を加えたメンバー構成にて検討会を立上げ、集中的に検討を行った。この結果、2012 年 2 月には理事会にて一般社団法人へ移行する前提で定款変更等を準備することを決議し、3 月 9 日開催の第 46 回総会において会員の皆様へは、この旨を報告した。

(3) 選択する法人格 “一般社団法人(非営利型)” の補足

+現在行っている二事業(IP アドレス事業/インターネット基盤整備事業)は、ともに公益目的事業であるため、公益認定社団法人に移行認定申請することも可能ではあるものの、一般社団法人のうち税制上の非営利型(非営利性が徹底された法人=構成員への利益分配しない等)がより現行の法人運営の継続と言う観点からは、適合性が高いと判断した。

【参考 法人格比較】

	一般社団法人	公益認定社団法人
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・非営利型を選択すれば、公益目的事業に関しては非課税 ・公益目的支出計画実施中は行政庁への報告義務があるが 終了後の監督はなくなる ・自主的運営が可能となり、社団の創意工夫で柔軟な事業展開が可能 ・必要であればいつでも公益社団法人への移行申請が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・法人側に税制上の優遇措置がある
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで適用されていた税制上優遇措置の一部を受けられない 	<ul style="list-style-type: none"> ・公益認定取り消しリスクがある。(また認定後は、事実上、一般社団に戻る道がない) ・行政庁の監督がある(法人運営・事業活動の報告徴収や立入検査等がある)